

## RapidReport ソフトウェア使用許諾契約

本ソフトウェア使用許諾契約(以下「本契約」といいます)をよくお読みください。本契約を承諾していただくことが、本ソフトウェアを使用する条件となっています。本契約の各条項に同意されない場合は、本ソフトウェアを使用することはできません。

**第1条(著作権)** 本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、株式会社システムベース(以下、「当社」といいます)に帰属し又は第三者から正当なライセンスを得たものです。本ソフトウェアは、日本の著作権法ならびに関連する条約によって保護されています。

**第2条(権利の許諾)** お客様は、本契約の条項に従うことを条件に、本ソフトウェアを使用する非独占的な権利を取得します。

**第3条(制限事項)** お客様は、本契約で明示的に許可される場合を除き、本ソフトウェアの複製または改変することはできません。

**第4条(譲渡の禁止)** お客様は、本ソフトウェアを第三者に譲渡、販売、貸与またはリースすることはできません。

**第5条(限定保証)** 本ソフトウェアは、現状で提供されるものであり、当社はその商品性、特定用途への適合性をはじめ、明示的にも黙示的にも本ソフトウェアに関して一切保証しません。

**第6条(責任の制限)** 当社は、結果的、付随的あるいは懲罰的損害について、一切責任を負いません。本ソフトウェアに関して発生するいかなる問題も、お客様の責任および費用負担により解決されるものとします。

**第7条(契約期間)** 本契約は、お客様のハードウェアにインストールされた日をもって発効します。お客様が本契約のいずれかの条項に違反したときは、当社がお客様に対し何らの通知を行うことなく、本契約は終了します。

**第8条(輸出管理)** お客様は、本ソフトウェアあるいはそれに含まれる情報・技術を日本が出荷等を禁止ないし制限している国に輸出することはできません。

**第9条(第三者の承認)** 本ソフトウェアは、Apache License 2.0、Mozilla Public License、Creative Commons Attribution 2.5 License のライセンス条件によるフリーソフトウェアを含んでいます。

**第10条(使用条件)** 本ソフトウェアの使用にあたっては「RapidReport ライセンスについて」の内容に同意する必要があります。

**第11条(準拠法)** 本契約は日本国法を準拠法とします。本契約に関連または起因する紛争は、盛岡地方裁判所花巻支部を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとします。

以上